

# 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定

「みんなが笑顔！地域包括ケアシステムが高齢者の生活を支援します」

市は平成30年度から32年度までの計画や65歳以上の保険料について、介護保険制度の改正を踏まえて見直しを行いました。そこで、主な内容についてお知らせします。



## 計画の目的

国は、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）

年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の強化のために介護保険制度の改正を行いました。これを踏まえ、市は今後3年間で提供する介護サービスの内容や保険

料などについて盛り込んだ計画を新たに策定しました。計画の主な内容については左の囲みのとおりです。

## 介護保険料の変更

高齢化の進行に伴い、今後3年間で予想される介護費用はこれまでの3年間と比較して約20億円増えると見込んでいます。これに対応するため、65歳以上の方の保険料を引き上げることとなりました。引き上

げ後の基準額は、月額5800円から1900円増加して5990円となります。

また、引き続き収入状況に応じた細かな段階設定を行うとともに、低所得者対策として第1段階の保険料を軽減します。

30年度からの保険料年額は下の表のとおりです。

◆お問い合わせは、介護保険課 ☎4111 内線453、 ☎6711 へどうぞ。

## 計画の主な内容

### 介護予防事業の充実

介護予防への関心を持ってもらうため「介護予防フェア」などを開催し、広く普及啓発を図ります。また、地域住民の皆さんが介護予防活動のリーダーとなるための「介護予防サポーター養成講座」や「地域版介護予防教室」などを開催します。

### 生活支援サービスの体制整備

地域のサロンの開催、見守り、安否確認、外出支援、買い物などの生活支援の創出に向け、生活支援コーディネーターや関係団体による地域のニーズや資源の把握、関係者間のネットワーク化、担い手の養成を行います。

### 認知症施策の推進

認知症の容態に応じた医療と介護サービスを提供するため、専門職や専門医による「認知症初期集中支援チーム」が認知症の方やその家族に対して支援を行います。また、「認知症予防教室」「認知症カフェ」等の取り組みを進めます。

### 在宅医療と介護の連携

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で過ごせるよう、情報通信技術（ICT）等を活用しながら医療・介護サービス事業者が連携し支援する体制を整備するほか、小樽市医師会など関係団体で構成する「おたる地域包括ビジョン協議会」と連携して取り組みます。

### 給付適正化の推進

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足の無いサービスを事業者が提供するよう、「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」等を通じて取り組んでいきます。

65歳以上の方の平成30～32年度における介護保険料年額

段階	対象	割合	保険料年額
第1段階	・本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ・生活保護を受けている方または世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方	基準額×0.45	3万2350円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.67	4万8160円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	5万3910円
第4段階	本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方（世帯の中に市民税課税者がいる場合）	基準額×0.9	6万4700円
第5段階	本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える方（世帯の中に市民税課税者がいる場合）	基準額	7万1880円 （月額5990円）
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.2	8万6260円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	9万3450円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上290万円未満の方	基準額×1.5	10万7820円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上360万円未満の方	基準額×1.6	11万5010円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が360万円以上の方	基準額×1.8	12万9390円

※課税年金収入には、遺族年金や障害年金などの非課税年金は含みません。  
※世帯は年度ごとに4月1日時点の状況で判断します。